



あっせんをまた拒否!?首都圏本部は、 話し合いに応じず!!

—解決しないまま、あっせんは打ち切りへ!—



8月2日、不誠実団交の是正を求めて東京都労働委員会に行った「あっせん申請」は、異例の1カ月以上経過しても首都圏本部から回答が示されなかったため、地本は9月5日までに回答することを求めて「通知書」を提出しました。

9月5日、首都圏本部が東京都労働委員会に「あっせんによる解決を拒否」したことを受けて、地本は9月9日にあっせんの打ち切りを行い、新たな段階へ進めることを検討していきます。

首都圏本部による回答書の一部抜粋

- 労働委員会によるあっせんは、争議行為が発生している状態または発生する虞^{おそれ}がある状態に、申請又は職権に基づいて行うべきもの。本件においては、争議行為は発生しておらず、発生する虞^{おそれ}もないから要件に該当せず、あっせんは適当でない。
- 首都圏本部は団体交渉において、その時点で明らかになっていた内容を誠実に回答した。また「引き続き、必要な説明・周知は行っていく考えである」として、以降ワーキンググループ（WG）の協議内容を適宜情報提供していくことを繰り返し回答した。首都圏本部はWGの協議内容を情報提供するため資料を作成したが、組合はあっせんに係る答弁書が提出されていないとして受け取りを拒否した。このため労使交渉が進展しない状況だが、首都圏本部は今後もWGの協議内容を情報提供する用意があり、組合から申し入れがあれば団体交渉に誠実に応じる用意がある。

都合良く解釈して事実をねじ曲げ、論点をずらす経営姿勢が現場の施策にも現れている!!

2023年度東地申第62～65号、そして東地申第1号は、10月発足の4統括センターに関する施策を提案した「首都圏本部としての考え」を問う団体交渉でした。しかし、団体交渉ではその考えが示されなかったため、あっせん（第三者機関を交えた話し合い）を行うも、首都圏本部は回答を1カ月以上も先延ばした挙句「作成したWGの資料の受け取りを労働組合が拒否した」とアリバイ工作まで行いました。このような経営姿勢が「みどりの窓口廃止」や「京葉線のダイヤ改正」の問題を引き起こし、方針転換する事態にまで至っています。

労使の紛争状態は未だ解決していません。私たちは、誠実交渉義務の履行と経営姿勢を質すことを会社に求め続けていきます。